



所得変動に伴う

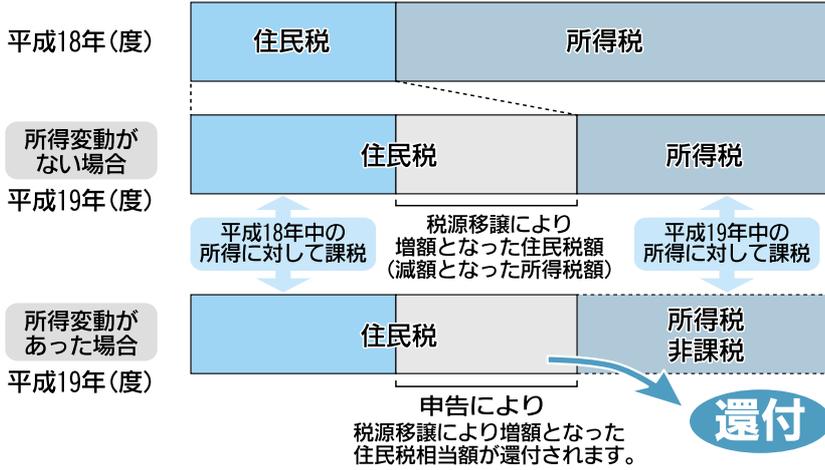
住民税の還付を受けるには

申告が必要です!

申告期間

平成20年  
7月1日~31日  
まで

平成19年の税源移譲により、所得税の負担軽減は受けず、住民税の増加負担のみを受ける方は、平成19年度の納付済の住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。



対象者は?

平成19年度の住民税が課税されていて、平成19年度の所得税がかからなかった方  
※ ①と②の両方を満たす方

① 平成19年度住民税の課税所得金額 (申告分離課税を除く) < 所得税と住民税の人的控除額の合計額

② 平成20年度住民税の課税所得金額 (申告分離課税を含む) ≥ 所得税と住民税の人的控除額の合計額

申告先

ただし、平成19年度中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は、対象となりません。また、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方は対象となりません。

- 平成19年1月1日に住んでいた市区町村へ
- 平成19年1月2日以降松前町に転入された方は、注意してください。
- ※ 減額申請には、平成19年中に所得がない方でも平成20年度の住民税の申告が必要です。

所得変動のモデルケース ●夫婦 給与収入500万円の場合●

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000円	122,500円
住民税	130,000円	227,500円
合計	350,000円	350,000円

平成19年の収入が減少した場合

還付されます!!

	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0円	0円	0円
住民税	130,000円	227,500円	97,500円
合計	130,000円	227,500円	97,500円

※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

所得税と町県民税の人的控除額の差 (単位:万円)

人的控除区分		所得税	町県民税	差額
障害者控除	特別障害	40	30	10
	普通障害	27	26	1
寡婦・寡婦控除	特別寡婦	35	30	5
	一般寡婦・寡夫	27	26	1
勤労学生控除		27	26	1
配偶者控除	一般配偶者	38	33	5
	老人配偶者	48	38	10
配偶者特別控除	合計所得金額が			
	38万円超40万円未満	38	33	5
	40万円以上45万円未満	36	33	3
扶養控除	一般扶養	38	33	5
	特定扶養	63	45	18
	老人扶養	48	38	10
	同居老親等	58	45	13
同居特別障害者加算		35	23	12
基礎控除		38	33	5

問い合わせ  
役場税務課町民税係

985-4110